

平成 30 年度 第 3 回 尼崎市社会教育委員会議について

標題の会議が、次のとおり行われましたので報告します。

1 日 時

平成 30 年 10 月 2 日（火曜日） 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで

2 場 所

尼崎市役所中館地下 1 階会議室

3 出欠状況（順不同）

- (1) 出席委員 9 名
- (2) 欠席委員 3 名
- (3) 出席職員 社会教育部長以下 10 名
市民協働局 協働人権担当部長
ひと咲きまち咲き担当局 ひと咲き施策推進課長

4 会議成立の報告

定数 12 名中 9 名が出席し、会議が成立している旨を事務局より報告した。

5 会議内容

議事進行に先立ち、任期満了に伴う委員の再任について事務局より報告した。その後、本日の出席職員の紹介を行い、協議に入った。

協議事項

(1) 平成 30 年度施策評価結果について

【社会教育課長より説明】

委員：地域学校協働本部は小学校が対象で良いか。

社会教育課長：本市においては平成 32 年度に全小学校区に設置することを目標に取り組みを進めている。

委員：学校と地域と PTA が連携するのか。

社会教育課長：PTA は家庭との連携として重要な団体であり、多くの地域学校協働本部でも連携先となっている。そのほか、地域団体や地域資源として事業者や NPO 法人、地域住民の方々とコーディネーターとなる推進員の方が連携をし、推進員の方が橋渡し役となって学校と地域の協働を進める事業である。

委員：市が学校と地域の連携ができるようコーディネートしているのか。

社会教育課長：市としては、教育委員会において各学校にコーディネーターの役割を担う推進員を委嘱し、学校との橋渡しを行っている。コーディネーターの方々の活動のサポートを社会教育課では行っている。また、社会教育課とともに地域振興センターや公民館とも連携をしながら地域学校協働本部の取組を支えている。

委員：今後、生涯学習プラザと連携していくのか。

社会教育課長：各学校で地域の方々が活動するにあたり、各学校とコーディネーターの方々との話し合いが重要である。公民館は生涯学習プラザとなるが、現公民館の活動グループと関係性を深め、地域の方々に学校の授業支援に関わっていただくなど、今後も連携を進めていくことになると考えている。

委員：地域学校協働本部は学校の中にあるのか。

社会教育課長：学校と地域の連携会議体である。場所は学校の部屋を借り、校長先生やコーディネーター、地域の方々に関わっていただき、定期的に会合を開くなど、体制としての設置は学校ごとにある。

委員：前々回の会議で施策として事業展開するなかで、所管課としてある程度のかじ取りをしてほしいと話した。先日の小学校長幹事会の中でマニュアルをいただき、今年度設置した学校や今後設置する学校にとっては参考になると思った。現時点で設置した 22 校で、地域学校協働本部でどれぐらいの活動が行われているという認識を持っているのか。

社会教育課長：地域学校協働本部で行われる活動については、各学校の特色に応じて進めているところである。当初 2 校のモデル校的に進められている学校については従来から活動が活発化していた。この 2 校はモデルとして参考になるが、それぞれの学校と地域の関係性などの違いもあるため、各学校に任せている。しかし、活動内容にばらつきがあっては、どのような形で進めていけばよいのか分からないといった声もいただいているため、教員の方々に手引書をお渡し、どのように活動できるのか、どのように活用することが可能なのかを示すとともに、来年度向けにコーディネーターに対して、取組事例を記載したマニュアルをお渡しできるように取組を進めている。加えて、平準化が進むように各地区でコーディネーターや校長先生に参加していただく交流会を行い、各地区の中でどのような取組ができているのかについて、事例を共有する学びの場としたいと思っている。

委員：学校や地域ごとに特色はかなりあるため一律ではうまくいかないと思う。学校の特色も大事にという反面、いかに地域と連携していくか、地域との連携方法に苦慮している学校もあると思う。今後の交流会などの中で、設置校や各地域の状況について、ある程度の把握はしていただき、手引書などで指針になるものを学校にも示されるような展開をお願いしたい。

委員：地域に合わせた事業展開も大切だと思う。コーディネーターとして具体的な話をしてほしいのは、どのような苦労をしている、このように対応したなどの情報があれば、実際に活動される際の参考になると思う。可能であれば、そのような情報をピックアップしておいてほしい。

(2) 地域振興体制の再構築の取組について

- ・(仮称)尼崎市生涯学習審議会の設置等について

【ひと咲き施策推進課長より説明】

委員：昨年 11 月に教育委員会からの諮問を受け、この会議で意見を交わしたのち答申を行った。既定路線として公民館と地区会館は統合する方針は決まっていたため、社会教育委員会議では、公民館という名前は無くなるが、公民館の機能は絶対に残さなければならないと申し上げた。市役所は人事異動があるため職員の入れ替わりもある。新しい担当者になった際に約束が守られていない、市長が変わって方針が変わるということはあってはいけないことである。今後何らかの組織を作り、チェック機能を持たねばならない。

委員：生涯学習審議会は生涯学習プラザの事についての会議という認識で良いか。

ひと咲き施策推進課長：生涯学習プラザだけではなく、中心になる。

委員：この所掌事項は、教育委員会の意見を踏まえてということか。

ひと咲き施策推進課長：公民館を社会教育施設から外し、市長部局に移管した際に生涯学習プラザが機能を果たしているかを見るということを考え、あまり範囲を広げずに生涯学習プラザの取組を中心にみるべきというご意見があった事を受けている。

委員：社会教育等審議会と生涯学習審議会が併存するのではなく、生涯学習審議会だけになるのか。

ひと咲き施策推進課長：5 月に教育委員会に(仮称)社会教育等審議会と提示したが、名称が正式に生涯学習プラザとなったため、審議会も生涯学習プラザの事業を中心に見ていくこととなり、生涯学習の概念は社会教育も当然含まれるので、仮称ではあるが名称も生涯学習審議会に変わっている。12 月議会に上程していきたいと考えており、9 月 25 日の教育委員会定例会でも内容を説明のうえご意見をいただいたところである。

委員：図書館や体育館、文化財収蔵庫などは生涯学習審議会の審議対象にはならないのか。

ひと咲き施策推進課長：図書館などは教育委員会の所管施設ですので、社会教育委員会議で引き続き審議していくと考えている。しかし、関係がなくなるのではなく、生涯学習プラザとの連携については社会教育委員会議で議論になることはあると考えている。

委員：これまでの市民の学習機会の提供は主に社会教育関連施設で行い、社会教育委員会議と公民館運営審議会が事業内容や成果について確認したり提案してきた。公民館が生涯学習プラザになり、地区会館と一体となった時に、生涯学習プラザの部分は生涯学習審議会、それ以外の社会教育関連施設等に関することは社会教育委員会議で事業の進展などを審議するということになるのか。

ひと咲き施策推進課長：その通りである。

委員：生涯学習審議会は社会教育委員の範疇から離れるものについて、今までやってきた事を確認するための役割を担っていく会議体と考えればよい。

委員：社会教育委員の中からも審議会委員に選ばれるのか。

ひと咲き施策推進課長：想定する委員の属性案として、社会教育の実践に知見を有する者と

して社会教育委員や委員経験者を考えている。市長が教育委員会の意見を聞き委嘱するとしているので、社会教育委員が委員経験者とするのかも含め、ご意見を聞いてからになる。

委員：平成31年4月から生涯学習プラザは始まるが、生涯学習審議会の運用について、開催回数などはどうなっているのか。

ひと咲き施策推進課長：毎年開催するが、年に何回するかは決まっていない。評価も大事だが困っている事に対し、改善などの助言を頂ける審議会としたい。

委員：社会教育委員会議と生涯学習審議会に分ける理由はなにか。公民館を廃止し生涯学習プラザにすると、市全体では市民の学習の機会が広がるため一体的にチェックするというイメージだと思うが、社会教育関連施設だけを社会教育委員会がチェックするというのは何か理由があるのか。

社会教育課長：社会教育委員会議は社会教育委員の定例的な集まりであり、社会教育法の中で職務が明確に定められている。社会教育委員は、社会教育に関する教育施策について、教育委員会に対しての助言や意見を行う職務がある教育委員会の機関である。公民館を廃止し生涯学習プラザになった場合は市長部局の施策になるので新しい審議会を考えていくことになるが教育施策は残っているため、社会教育委員の職務の範疇に入る。

委員：社会教育施設である図書館やスポーツ施設など、公民館以外の施設が残ると思うが、生涯学習審議会は範疇でもあるが、最初は生涯学習プラザに関して絞って会議するのか。生涯学習審議会は公民館以外の社会教育施設についても審議の範疇にあるという理解で良いのか。

ひと咲き施策推進課長：生涯学習審議会は、生涯学習プラザが公民館から移管されるにあたり、機能を果たしているかを確認する事が中心となる。将来的には範囲を広げて生涯学習全般についても、審議できるようになっている。生涯学習審議会は教育委員会の附属機関でもあるため、教育委員会の事業についても審議できるようになる。しかし、実態として教育委員会単独の機関として社会教育委員会議があるため、教育委員会が社会教育委員会議で引き続き公民館以外の社会教育施設を審議していただく形になる。重なる部分があるという疑問が残ると思うが、連携する上で必要となることもあると考えている。

・生涯学習プラザの指定管理者業務等について

【地区施設特命担当係長より説明】

委員：社会教育委員会議の意見を踏まえて、当初は選定に関して受付業務のみと限られていた指定管理者に対し、自主事業の開催は市の職員と相談の上、実施しても良いという考え方に変わっていただけた。利用者向けの説明会の意見については4月以降に現場で働かれる職員にもきちんと引き継ぎをお願いしたい。

委員：資料の中で、「地域振興センターが同居する」という表記と、「地域振興センターと公民館の組織統合により職員が一体で」という表記があるが、地域振興センターの職員のイメー

ジが分からない。地域振興センターと生涯学習プラザの関係性や、どのような職員が配置されるのか。

協働人權担当部長：生涯学習プラザは施設の名称であり、地域振興センターは市組織の名称である。地域振興センターという組織の職員が生涯学習プラザの中に居るという理解をしていただきたい。

委員：現在、尼崎市には、支所、地域振興センター、地区会館、公民館とそれぞれの施設の役割があると思うが、支所は廃止されているという理解でよいか。

ひと咲き施策推進課長：住民票の発行などの手続き機能は主要の駅の近くにあるサービスセンターやコンビニなどに機能を持たせている。現在は地域振興を中心にやっていくという形になっているが、今後支所は無くなっていく。

中央公民館長：地域振興センターの機能は主に地域自治、例えば地区まつりや社協を中心とした自治会活動のオブザーブする役目、まちづくり相談窓口など地域資源を活かしたまちづくりを行っている。公民館は各地区で社会教育に関することを実践している。生涯学習プラザになることでお互いの取組を融合していくことが大きな狙いであり、融合だけでなく新しい展開も考えていく。

委員：指定管理制度という名称は使っているが業務委託にほぼ近いのではないか。自主事業を妨げるものではないというのは行政の姿勢である。一方で行政は、市民との協働と言っているが、指定管理者は協働できる市民という立場ではないのか。指定管理制度は、本来はソフトの部分を行政だけでなく仕事として従事している組織や人が公益事業に関わり続けるための意味がある。行政が直営で行うものではないプラスの面が指定管理制度にはある。本来ならば自主事業を妨げる話ではなく、積極的に事業を行う方が豊かになるのではないか。指定管理者を協働する市民としてとらえていないことが問題ではないか。施設の小修繕の精算については安く管理してほしいという委託に近い。それならば、誠実な対応で館をきれいに維持するよう単純化した方が良いのかもしれない。行政が力を入れて地域担当の方々が頑張るんだという感じがする。ただ、市民活動としては後退という意識を持った。もちろん直営が悪いというわけではなく、公務員が市民活動に積極的に仕事として取り組むことは悪い事ではないが、指定管理という制度の面からは悲しい話である。尼崎市として指定管理者はいくつか取り入れていると思うが、何のためにこの施設があるのかということをお伝えのうえ、行政が育成しているし、お互いに育ちあっていると思う。今回はそういうことでないと認識しておいた方がよい。

委員：「指定管理者の事業を妨げるものではない」というのは、捉え方によっては市が自信を持って率先して公民館の役割や社会教育の理念を体現するというやる気にも受けとれるが、その心意気なのか。指定管理者によっては、このような事業をしたいという思いもあるのではないか。

協働人權担当部長：本来、指定管理者制度は、ソフト事業も含めて施設を有効かつ効率的に、市民サービスを向上していくことが目的であることは重々承知している。生涯学習プラザは職員が地域に入り、地域と繋がることで地域課題を知り、地域課題の解決に向けて生涯学習プラザに持ち帰り、市民と一緒に課題解決の勉強や研修を行い、地域活動に活かしていくという「学びの活動の循環」をさせることが一番の目的である。職員がどこまでできるかという課題はあ

るが、自ら取り組み、今まで公民館が行ってきた社会教育を含めた事業も職員が責任を持って取り組む。指定管理者は維持管理を中心に願う。今後、職員が地域の方と一緒にやっていけるようになれば、指定管理者にもソフト部分も含めた施設管理を願うことも増えると思う。今までの指定管理者の施設を見ていると、職員の力が落ちている部分もあることは否定できず、今回はそのような事がないよう、まずは職員で取り組んでいこうと考えている。しかし、協働の部分では、市としては気を使っていかなければならないし、市民の皆さまが、より使いやすい施設になるよう、市の職員だけでなく指定管理者と一緒に作っていかねばならないと考えている。

委員：各地域の課題は受付等の日常的な繋がりの中で見出されるケースがある。事業を企画する時に来館する市民は積極的であるが、なんとなく使われる市民の声なき声の方が多い。受付時に、その部分を拾い上げ感知するというのは、単なる受付業務ではないと思う。その部分を直接市職員がどうやって拾うのか、指定管理者から情報をいただけるような繋がりをお願いしたい。

委員：事業の企画・運営は市職員が行い、指定管理業者は事業企画に関わらないのなら、指定管理業者の選定ではどういことを評価しているのか。

協働人権担当部長：指定管理者の第1回選定委員会の時に選定の基準について議論を行った。生涯学習プラザとはどういう施設なのか、どういう基準で選定すべきかと議論を行った。維持管理が中心とはなるが、自主事業をやってはいけないということではなく妨げないとしているので、自主事業についてはプレゼンテーションの中で発表されると思う。それよりも、事業者が生涯学習プラザとはどういう施設かを理解していただいた上でプレゼンをされているかどうか、施設の利用促進や効果的な利用についてが中心となっている。

委員：生涯学習プラザの中で行われる事業はそれぞれ違ってくるのか。自主事業を行う施設もあれば行わない施設も出てくるのか。

協働人権担当部長：直営部分がほとんどであるためベースは同じであるが、自主事業部分は行っている、行っていないものが出てくる。

委員：指定管理に関する審議会において助言を行っているが、いつも言うのは指定管理は民間が請ける中で、行政とともに市が目指すまちに向かっていく理解を深める事業者を育てていくところがある。総合センターであれば、本市の人権に関わる条例等について事業者はしっかり学び、見合った事業企画を行っていただきたいと言いつけている。私自身も子育てに関することで活動をしており、勉強することも足りない部分は育ててもらっていると思っており、市民社会を形成する大切な取組である。直接市民に相對してサービスを行うので本市が考えているまちづくりや、公務員なら果たすべき様々な事柄を研修するなどの話になると思う。今後お互いが育っていくという制度として指定管理制度は活用してほしい。既に募集は終わっているが要項に基づいた事業者を選んでいただきたい。その中で指定管理事業者の方にも育てていただきたいと思うし、管理者の力を活用できるよう、少しずつ変わってもらえれば良いと思う。

委員：本日出席の担当課には、各委員の意見をもち帰っていただきたい。特に利用者説明会で出た市民からの意見は貴重なものである。次に引き継ぐことを忘れないようお願いしたい。また、生涯学習プラザの運用については詳細が決まっていない部分もあるため、指定管理者選

定結果と合わせて詳細が決まった段階でご報告をお願いしたい。

その他

社会教育課長：平成 31 年度以降は市長部局と教育委員会が連携し、市全体で生涯学習・社会教育を進めていく。その中で新しく設置する生涯学習審議会と社会教育委員会議の役割分担も必要になってくると考えている。平成 31 年度以降も社会教育会議で審議していく内容についてはある程度事務局で整理を行い、生涯学習審議会の条例が制定されたのち、いずれかの時点で整理内容をご提案したいと考えている。

以 上